

建築確認等申請手数料

R7. 4. 1から

●建築物

※「建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料」で**加算額**をご確認ください。

			確認申請		中間検査申請	完了検査申請	
			構造計算書なし	構造計算書あり		中間あり	中間なし
	$A \leq$	30 m ²	16,500	23,200	19,800	18,300	21,400
30	m ² < A ≤	100 m ²	24,300	36,300	24,400	24,400	25,900
100	m ² < A ≤	200 m ²	35,100	54,200	32,100	32,100	35,100
200	m ² < A ≤	300 m ²	47,300	81,100	47,100	47,100	51,600
300	m ² < A ≤	500 m ²	101,000		59,400	59,400	65,100
500	m ² < A ≤	1,000 m ²	150,000		85,700	80,700	90,700
1,000	m ² < A ≤	2,000 m ²	217,000		121,000	121,000	132,000
2,000	m ² < A ≤	5,000 m ²	370,000		183,000	200,000	216,000
5,000	m ² < A ≤	10,000 m ²	440,000		268,000	268,000	285,000
10,000	m ² < A ≤	50,000 m ²	661,000		408,000	375,000	392,000
50,000	m ² < A		983,000		777,000	670,000	685,000

備考 A(床面積の合計)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物又は計画の通知に係る建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物又は計画の通知に係る建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

建築確認等申請手数料

R7. 4. 1から

● 建築設備・工作物

	確認申請	計画変更申請	中間検査申請	完了検査申請	
				中間あり	中間なし
建築設備（昇降機）	15,100	9,900	17,000	17,000	19,000
建築設備（小荷物専用昇降機）	8,500	6,700	12,000	12,000	12,000
工作物	13,000	8,400	13,000		13,000